

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和5年11月27日(月) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	佐藤周君	2番	井戸清司君
3番	河島紀美恵君	4番	宮崎雅薫君
5番	長沢正君	6番	杉本一彦君

○出席議員 9名

議長	中島弘道君	副議長	青木敬博君
議員	虫明弘雄君	議員	村上祥平君
〃	杉本憲也君	〃	鈴木絢子君
〃	竹本力哉君	〃	篠原峰子君
〃	大川勝弘君		

○オブザーバー 4名

議員	犬飼このり君	議員	重岡秀子君
〃	田久保真紀君	〃	四宮和彦君

○出席議会事務局職員 5名

局長	富岡勝	局長補佐	中井智実
係長	福王雅士	主査	野田昌伸
主事	野中みず季		

○会議に付した事件

1 市議会12月定例会の運営について

- (1) 議案の付託、即決について
- (2) 人事案の取扱いについて
- (3) 請願、陳情の取扱いについて
- (4) 一般質問について
- (5) 会期及び日程について
- (6) その他

2 意見書について

3 その他

- (1) 令和5年度議会費12月補正予算について

(2) その他

○会議の経過概要

○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、市議会12月定例会の運営についてを議題とする。

(1) 議案の付託、即決についてから(4) 一般質問についてまでを協議、決定し、それを基に

(5) 会期及び日程についてを協議、決定していきたいと思う。

それでは、(1)から(4)まで事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）順次、説明をさせていただく。

(1) 議案の付託、即決についてである。資料の1ページから5ページまでをご参照願う。提出案件は条例5件、単行14件、補正予算8件及び人事案2件の合計29件となる。

最初に、条例5件について説明する。

まず、市議第17号 伊東市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、令和4年10月5日付、伊東市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長の給料を現行の83万5,000円から85万5,000円に引き上げるとともに、期末手当の支給要件について基準日前6か月以内における在職期間が1か月に満たない場合は支給しないことを定めるための改正で、令和6年1月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次の、市議第18号 伊東市一般職の職員の給与に関する条例及び伊東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例は、令和5年人事院勧告において民間の支給割合との均衡を図るため、俸給並びに期末手当及び勤勉手当について勧告されたこと、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行により関係する派遣手当の名称の変更等に伴い改正するものである。派遣手当の名称のうち、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に変更するとともに、根拠法令条文を改正する。また、令和5年12月期の期末手当を定年前再任用短時間勤務職員以外は1.20月から1.25月に、定年前再任用短時間勤務職員は0.675月から0.7月に引き上げ、令和6年度以降は、定年前再任用短時間勤務職員以外は6月期、12月期ともに1.225月に、定年前再任用短時間勤務職員は0.6875月に改め、令和5年12月期の勤勉手当を定年前再任用短時間勤務職員以外は1.0月から1.05月に、定年前再任用短時間勤務職員は0.475月から0.5月に引き上げ、令和6年度以降は、定年前再任用短時間勤務職員以外は6月期、12月期ともに1.025月に、定年前再任用短時間勤務職員は0.4875月に改めるものである。また、給料表については、若年層に重点を置き

つつ全体的に引き上げるほか、所要の改正を行うものである。公布の日から施行し、うち給料表の改正は令和5年4月1日からの適用となるが、令和6年度以降の期末手当、勤勉手当に係る改正規定については令和6年4月1日から施行となる。なお、一般職給料表を準用している会計年度任用職員に係る給料、報酬の改正については、その適用日は令和6年1月1日となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次の、市議第19号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例は、令和6年4月1日から限定特定行政庁を廃止することに伴い関係条項を削除するほか、用語の整理を行うものである。限定特定行政庁として行う建築物に関する計画通知業務等に係る手数料29件に関する条項の削除を行うとともに、条例中、引用法令の名称変更に伴う用語の整理を行うもので、令和6年4月1日からの施行となるが、引用法令の名称変更に伴う用語の整理は、公布の日からの施行となる。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次の、市議第20号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に、改正法の一部施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日にそれぞれ公布されたことにより、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、政令で定める基準に基づく国民健康保険税の減額措置に関する規定を整備するものである。国民健康保険税の納税義務者またはその世帯に属する被保険者が出産する予定または出産した場合に、その出産予定日の属する月の前月から翌々月までの最大4か月間における当該出産被保険者に係る保険税を減額するもので、令和6年1月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次の、市議第21号 伊東市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行による、関係する派遣手当の名称の変更等に伴い改正するものである。派遣手当の名称のうち、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に変更するとともに、根拠法令条文を改正するもので、公布の日からの施行となる。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

続いて、単行議案14件について申し上げる。

まず、市議第22号 市の義務に属する損害賠償の額を定めることについては、令和5年9月8日、台風13号接近に伴う風雨により伊東市水道事業が管理する水道用地内の樹木が倒れ、隣接地の家屋及び自家用貨物自動車の一部に損害を与えたことから、その損害賠償額の決定について議決を求めるものである。

次に、市議第23号 伊東市営天城霊園の指定管理者の指定について、市議第24号 伊東

市営海浜プールの指定管理者の指定について、市議第25号 伊東ふれあいセンターの指定管理者の指定について、市議第26号 伊東市なぎさ観光駐車場の指定管理者の指定について、市議第27号 伊東市門脇駐車場の指定管理者の指定について、市議第28号 伊東市観光会館の指定管理者の指定について、市議第29号 伊東市都市公園の指定管理者の指定について、市議第30号 伊東市大川橋駐車場の指定管理者の指定について、市議第31号 伊東市伊東駅前駐車場の指定管理者の指定について、市議第32号 伊東市民運動場の指定管理者の指定について、市議第33号 伊東市民体育センターの指定管理者の指定について、市議第34号 伊東市宮かどの球場の指定管理者の指定について、市議第35号 伊東市大原武道場の指定管理者の指定についての以上13件は、公の施設の管理運営について、それぞれ指定管理者を指定するものである。

このうち、市議第23号から市議第27号までの5件については、公募による指定であり、市議第28号から市議第35号までの8件は、伊東市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の特例による指定である。13施設のうち、市議第24号はスポーツインテリジェンス株式会社に、市議第27号は株式会社伊豆急コミュニティーにそれぞれ指定を予定しており、残りの11施設においては、伊東市振興公社の指定を予定しているもので、指定管理の期間は、令和6年4月1日から5年間である。

これら13件は、単行議案として委員会付託を省略し、即決の扱いをお願いするが、指定管理に係る予算措置については、今定例会に提出されている市議第36号 令和5年度伊東市一般会計補正予算（第4号）及び市議第39号 令和5年度伊東市霊園事業特別会計補正予算（第1号）において債務負担行為の設定を行うことから、本会議では当該債務負担行為を設定する補正予算案を含め、全ての補正予算案の付託後に上程するが、それぞれ説明から質疑までにとどめ、最終本会議において、これら債務負担行為を設定する補正予算の決定の後に、それぞれ討論、採決を行う扱いとしたいと存ずる。なお、各議案とも、それぞれ公の施設名称を冠した議案となっているので、手元の資料で確認していただき、この場における説明は省略させていただきます。

本会議での流れについて説明する。議案審議に当たり、議案は1件ずつ上程するが、最初の議案である市議第23号が上程された際には、まず、総務部長から公の施設の指定管理者の指定について総括的な説明がされ、続いて、所管の市民部長から市議第23号の指定管理者の指定に係る説明がされる。その後、まず13件の議案にわたる総括的な説明に対する質疑を行い、次に、市議第23号の詳細についての質疑を行う。次の議案からは、それぞれの施設の指定管理者の指定について担当部長から説明がされ、それに対する質疑となる。このため、各施設に関連する共通の質疑については、最初の議案である市議第23号において行っていただき、後

の議案の審議に際しては、重複した質疑を極力避けるようお願い申し上げます。

続いて、補正予算8件について申し上げます。

まず、市議第36号 令和5年度伊東市一般会計補正予算（第4号）である。補正予算の規模は、9億1,703万9,000円の追加で、補正後の予算規模を312億5,661万8,000円とするものである。本補正予算は、令和5年人事院勧告の実施に伴う職員等の給料や期末手当、勤勉手当の支給月数の改定を反映するほか、定年引上げ開始により当初退職手当の計上を見送ったものの、早期退職者等が生じたことから退職手当を追加するなど、各款における人件費の整理をはじめ、不足が見込まれる障害者自立支援給付費や、物価高騰及び市内経済活性化対策としてキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施するための経費を追加するほか、6月に発生した鎌田地区における市道災害復旧事業に対する経費の追加などを行うものである。

主な補正内容は、歳出の総務費では、人事管理費において各課へ配置した育休代替等に伴う会計年度任用職員に係る経費を整理するほか、戸籍住民基本台帳費において戸籍の振り仮名対応等に係るシステム改修経費の計上を、民生費では、障害者自立支援事業において利用者数の増加等に伴い自立支援給付費を増額するほか、市内看護小規模多機能型居宅介護施設で実施する施設防災設備整備事業に対する補助金の追加を、衛生費では、妊娠・出産・子育て支援事業において利用者が見込みを上回ったことに伴う産後ケア事業委託料の増額や斎場管理運営事業において原油価格等物価高騰の影響を受け、不足が見込まれる光熱水費等の増額を、農林水産業費では漁港整備事業において堆積した漂砂により漁船の運行に支障が生じている八幡野漁港の浚渫工事請負費の追加を、観光商工費では、地域活性化事業において伊東駅前ロータリーのライトアップの内容を松川遊歩道沿いの竹あかりと統一を図るため、HIKARI to YUKATAにぎわい演出事業委託料を増額するほか、物価高騰対策事業において、市内経済活性化等を図るため、3回目のキャッシュレス決済ポイント還元事業実施に係る経費の追加を、消防費では、令和4年度末における退職消防団員数が確定したことに伴う退職報奨金の増額を、教育費では、学校調理場運営事業において物価高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担軽減を図るために実施している給食費の物価高騰分の補填措置について、当初予算額では不足が生じることから賄材料費の増額を、災害復旧費では9月補正予算でも計上したが、6月に発生した鎌田地区における市道災害復旧事業において国の査定が終了し事業費が確定したことから、不足分を追加計上するものであり、その他、歳出各款にわたり、人事院勧告や人事異動などに伴う人件費や一部会計年度任用職員に係る経費を整理するものである。

また、歳入では、交付金額が確定した地方特例交付金及び普通交付税の増額のほか、不足する事業費の財源として財政調整基金からの繰入金金の増額などを行い、その他、債務負担行為では、先ほど指定管理者の指定において説明した13施設のうち、一般会計12施設の指定管理

に係る令和6年度から令和10年度までを期間とする債務負担行為の設定をはじめ、昨年度と同様に、年度間における切れ目のない事業展開を図るため、一般市道整備事業及び公共施設危険箇所対策事業に係る工事請負費についての債務負担行為を設定するほか、小・中学校の特別教室における空調設備設置設計業務に係る債務負担行為の設定など合計で20件の債務負担行為を設定することとしている。また、物価高騰対策事業及び道路橋りょう災害復旧事業において、一部事業費を繰り越すこととしている。

なお、本会議における質疑については、4つに区分し、1つ目として歳出第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費及び第4款衛生費、2つ目として第6款農林水産業費、第7款観光商工費及び第8款土木費、3つ目として第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費及び第14款予備費、4つ目として歳入全般、債務負担行為の補正、地方債の補正及び繰越明許費、以上4つに区分して質疑を行い、各所管常任委員会への分割付託とさせていただきたいと存ずる。

次に、市議第37号 令和5年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第1号）である。補正内容は、本場開催経費等について施設保有会社等との包括委託事業を実施するに当たり、事前に協定を締結する必要があることから、令和6年度から令和25年度までを契約期間とする債務負担行為を設定するものである。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次に、市議第38号 令和5年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は1,552万4,000円の減額で、補正後の予算規模を86億7,347万6,000円とするものである。補正内容は、歳出では、確定した国民健康保険事業費納付金について増減の整理を行うとともに、特定健康診査事業における会計年度任用職員の増員に係る経費の増額のほか、令和4年度分の事業費確定に伴う国庫支出金返還金の追加などが主なものであり、歳入では、基金繰入金の減額と前年度決算確定に伴う繰越金の計上が主なものである。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第39号 令和5年度伊東市霊園事業特別会計補正予算（第1号）である。補正内容は、今年度で現行契約期間が満了となる市営天城霊園の指定管理について、予定事業者が決定したことから、令和6年度から令和10年度までを期間とする指定管理に係る債務負担行為を設定するものである。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第40号 令和5年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は1億7,388万9,000円の追加で、補正後の予算規模を93億1,988万9,000円とするものである。主な補正内容は、歳出では、保険給付支払準備基金への積立金の追加のほか、事業費確定に伴う国庫支出金返還金の計上などが主なものであり、歳入においては、前年度決算確定に伴う繰越金の計上が主なものである。常任福祉文教委員会へ

の付託をお願いする。

次に、市議第41号 令和5年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は7,004万6,000円の追加で、補正後の予算規模を24億2,104万6,000円とするものである。補正内容は、歳出では、広域連合に対する療養給付費負担金や保険料負担金の追加などが主なものであり、歳入では、前年度決算確定に伴う繰越金のほか、療養給付費の増額に伴う一般会計からの繰入金が増額などが主なものである。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第42号 令和5年度伊東市下水道事業会計補正予算（第2号）である。本補正は、収益的収入及び収益的支出の減額と資本的支出の増額を行うもので、収益的収入は3,324万円減額し、補正後の額を16億8,991万1,000円に、収益的支出は189万8,000円減額し、補正後の額を16億2,862万1,000円に、資本的支出は468万9,000円増額し、補正後の額を14億5,698万9,000円にそれぞれするものである。補正の内容は、収益的収入については、本年度予定していた料金改定を見送ったこと及び有収水量が見込みを下回ったことに伴う下水道使用料の減額と、その減収分の一部を補うための一般会計からの補助金の増額で、収益的支出及び資本的支出については、それぞれ人件費の整理である。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次に、市議第43号 令和5年度伊東市水道事業会計補正予算（第1号）である。本補正は、収益的支出及び資本的支出の増額を行うもので、収益的支出は2,931万7,000円増額し、補正後の額を16億2,620万5,000円に、資本的支出は39万9,000円増額し、補正後の額を10億2,104万円にそれぞれするものである。補正の内容は、収益的支出については、人件費の整理及び先ほど説明した損害賠償金の追加が主なもので、資本的支出については、人件費の整理が主なものである。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

続いて、(2) 人事案の取扱いについてである。資料6ページをご参照願う。

まず、市選第18号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、令和5年12月24日に任期満了となる固定資産評価審査委員会委員の稲葉衛氏の後任者の選任の同意を求めるものである。次に、市選第19号 教育委員会委員任命の同意については、令和5年12月24日に任期満了となる教育委員会委員の沼田芳美氏の後任者の任命の同意を求めるものである。以上の人事案2件については、最終本会議において市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、決定いただくこととしたいと存ずる。

続いて、(3) 請願・陳情の取扱いについてである。さきの9月定例会以降、これまでに受理した陳情等は1件である。資料7ページ及び8ページをご参照願う。11月16日に受理した「パンデミック条約の草案及び国際保健規則改正に係る情報開示等の働きかけを求める陳情」

で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏から持参により提出された。本陳情を請願とみなすか、参考配付とするか、また、請願とみなす場合、本陳情については事務的に判断できないため付託先を議会運営委員会とすることも含め、その付託先等について協議をお願いする。また、本日以後に提出された請願、陳情の取扱いに関しては、議長において議会運営委員長及び所管常任委員長と協議の上、決定いただくこととなるのを申し添える。

次に、(4) 一般質問についてである。申合せにより1人50分以内とし、定例会初日の12月1日(金)から一般質問をお願いする。一般質問の順序について申し上げる。改選後、初めての一般質問であるので、先例に倣い、大会派から順次、大、中、小、大、小、中、小の順を基本として、以下、これを繰り返すこととしたいと存ずる。この質問順序に今回の会派構成を当てはめると、4人の中会派が2つ、3人の小会派が2つ、2人の小会派が2つの構成となっているので、中、中、小、中、小、中、小(2人会派)、小(2人会派)の順とし、以下これを繰り返し、最後に会派に所属していない議員とする。4人会派、3人会派、2人会派における、それぞれの順序についても、先例により会派結成の届出順とし、4人会派は正風クラブ、自由民主 伊東の順、3人会派は公明党、伊東未来の順、2人会派は政和会、颯の順とし、次回以降は、それぞれ入れ替えるローテーションを組ませていただく。したがって、1番目正風クラブ、2番目自由民主 伊東、3番目公明党、4番目正風クラブの2人目、5番目伊東未来、6番目自由民主 伊東の2人目、7番目政和会、8番目颯の順序となり、これを繰り返し、最後に会派に所属していない議員となる。なお、会派に所属していない議員の順序は、通告順となる。

一般質問の通告期限については申合せにより、定例会初日、12月1日(金)の3開庁日前となる、明日、11月28日(火)の正午までが一般質問の通告期限となるが、極力早めに通告をするようご協力をお願い申し上げる。また、質問される議員においては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと存ずるが、的確な答弁が得られるよう、あらかじめ通告の案文を用意して臨むことを基本とし、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めるよう、お願い申し上げる。

以上で、(1) 議案の付託、即決についてから、(4) 一般質問についてまでの説明を終わる。

○委員長(宮崎雅薫君) まず、(1) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(宮崎雅薫君) 質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(宮崎雅薫君) ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 請願、陳情の取扱いについて、質疑、意見を伺う。まず、パンデミック条約の草案及び国際保健規則改正に係る情報開示等の働きかけを求める陳情の取扱いについて、ご協議をお願いする。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。本陳情の取扱いについては、参考配付と決定することといたしたいと思う。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、本委員会以後に提出された請願、陳情の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

本委員会以後に提出された請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

それでは、恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

○1番（佐藤 周君）2人である。

○2番（井戸清司君）3人である。

○5番（長沢 正君）1人である。

○6番（杉本一彦君）2人である。

○委員長（宮崎雅薫君）なお、あらかじめ議長において、内々、政和会、颯及び会派に所属していない議員に確認をしたところ、政和会及び颯がそれぞれお2方、会派に所属していない議員

もお2方、実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については、最大14名ということで調整し、決定させていただく。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）ただいまの実施者数を踏まえ、発言順序について申し上げる。

一般質問第1日目、12月1日（金）1番目正風クラブ、2番目自由民主 伊東、3番目公明党、4番目正風クラブ2人目、5番目伊東未来。一般質問第2日目、12月4日（月）1番目自由民主 伊東2人目、2番目政和会、3番目颯、4番目自由民主 伊東の3人目、5番目伊東未来2人目。一般質問第3日目、12月5日（火）1番目政和会2人目、2番目颯2人目、3番目会派に所属していない議員、4番目会派に所属していない議員2人目である。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）一般質問については、1人50分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおりお願いする。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、申合せに基づき、明日、11月28日（火）の正午までとしているのでご留意願う。また、通告期限にかかわらず、できる限り早めに提出いただくようご協力をお願いする。

次に、(5) 会期及び日程について及び(6) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）次に、(5) 会期及び日程についてである。

資料9ページ及び10ページをご参照願う。会期は12月1日（金）から12月15日（金）までの15日間の提案である。日を追って説明する。12月1日（金）に開会し、会期の決定の後、一般質問に入る。2日（土）及び3日（日）は休会、4日（月）は一般質問の第2日目、5日（火）は一般質問の第3日目、6日（水）は議案審議をお願いする。7日（木）は、常任観光建設委員会を第2委員会室、常任福祉文教委員会を第1委員会室にて、それぞれ午前10時からの同時開催を、8日（金）は、常任総務委員会を第2委員会室にて午前10時からお願いする。9日（土）、10日（日）は休会、11日（月）、12日（火）及び13日（水）は本会議なし、14日（木）に議会運営委員会、15日（金）を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告及び決定、指定管理者の指定に係る単行議案の決定、人事案の決定などをお願いしたいと存ずる。

次に、(6) その他であるが、1点ご案内をさせていただく。定例会初日の12月1日(金)、12時30分に市役所1階市民ロビーにおいて、第24回静岡県市町対抗駅伝競走大会の出発式が執り行われるので、ご案内させていただく。以上である。

○**委員長**(宮崎雅薫君) まず、(5) 会期及び日程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

○**オブザーバー**(犬飼このり君) 従前からお願いしていることではあるが、委員会が同時開催となっているため、やはり会派に所属していないと他の委員会の状況が分からない。できるだけ、日程を分けていただきたいとの思いがあるが、今後このような改善を求めることはできるか。

○**委員長**(宮崎雅薫君) 前期から、委員会を別の日程で開催してもらいたいという要望はいただいていた。その時の意見調整の結果、将来に向かって議員定数の見直しや委員会の見直しなどをした時点で、検討をした方がいいのではないかという考えが示され、今の時点で、同時開催は致し方ないのではないかというようなご意見が主流であった。ただその辺も、20期に向けた課題として、検討していくということであった。しかし、今回は改選後、初めての定例会で、そういった協議をする場がなかったということもあり、このような日程になった。

これから、今の意見を踏まえて、もし検討し直すということになっても、やはりいとまがないということで現状維持になるのではないかというが、私見である。ただ、その辺をまとめる場が議会運営委員会であり、もしやるとしたら次の14日の議会運営委員会となるが、もう既に常任委員会は終わっているという状況であるので、なるべく早い時期を見据えて、今度の3月定例会までには、皆さんの意見を協議できるような何らかの場を持ちたいと思っている。しかし、協議しても、今の意見が取り入れられるとは限らないが、その辺のことについては、皆さんの意見を聞きながら、来年3月定例会に向けて検討させていただくことでご了承をいただきたいと思う。

○**オブザーバー**(犬飼このり君) できない理由がいろいろあるのは分かったが、ぜひできる方向に向けて少しずつでも改善をお願いしたいと思う。

○**オブザーバー**(田久保眞紀君) 今の件について、前期は活性化協議会が設置されていたが、20期ではどのようになるか。議会運営委員会では、深い議論をすることがなかなかできないということもあり、活性化協議会の最後のほうでは、今の委員会を別日程で開催する話や議会運営について、活発な意見があったが最終的には保留となり、20期で継続協議することになってしまった。20期でも引き続き協議する場があるのか。また、活性化協議会は決定権がないので、決定した内容を代表者会議で諮ることになっていたが、結局、代表者会議に上げても戻ってくるの繰り返しとなってしまう、前進しないまま4年間が終わってしまったイメージがある。そのあたりの改善をどのように考えているか聞かせていただきたい。

○**議長**(中島弘道君) 先日代表者会議があり、今の意見も含めて、前期の活性化協議会では決定

できなかった経緯があったので、今期は議会改革特別委員会の設置について意見があった。そのような意見があったため、特別委員会で委員会の同時開催への対応など、議会改革を考えていきたいと考えている。

- オブザーバー（田久保眞紀君）特別委員会設置のスケジュールをどのように想定しているか、分かる範囲で教えていただきたい。
- 議長（中島弘道君）早ければ、今12月定例会での設置を想定している。
- 委員長（宮崎雅薫君）ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑・意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。
会期及び日程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。
次に、(6) その他での、第24回静岡県市町対抗駅伝競走大会伊東市代表選手団出発式については、事務局長からの説明のとおり、ご承知おき願う。

そのほかに、12月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。
以上で、日程第1、市議会12月定例会の運営についてを終了する。

-
- 委員長（宮崎雅薫君）日程第2、意見書についてを議題とする。今定例会に提起された意見書案は公明党提起の1件である。それでは、公明党代表の長沢委員から説明をお願いする。資料は11ページ及び12ページになる。

- 5番（長沢 正君）認知症との共生社会の実現を求める意見書案についてであるが、上の部分を読ませていただく。

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法がさきの国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う幸齢社会実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実

現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めて行くときである。私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。よって政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求める。

下の部分に細かい内容を7項目掲げているが、この意見書はぜひ提出したいと考えている。

- 委員長**（宮崎雅薫君）提起された意見書案の取扱いについては、最終本会議前日の本委員会において、協議、決定することとなるが、今後の協議、調整に資するため、各会派及び会派に所属していない議員から、ご意見を伺う。
- 1番**（佐藤 周君）個人的には理解するところであるが、これから会派の中での議論をしていく。
- 2番**（井戸清司君）まだ、会派の中で調整が済んでいない。
- 6番**（杉本一彦君）会派の中で、もう少し検討させていただきたい。
- オブザーバー**（四宮和彦君）特に反対する理由はないが、会派の中で合意ができていないため、持ち帰らせていただきたい。
- オブザーバー**（田久保真紀君）会派に持ち帰り、協議させていただく。
- オブザーバー**（犬飼このり君）認知症基本法の内容と照らし合わせて、検討したい。
- オブザーバー**（重岡秀子君）基本的な内容はいいと思うが、国会論議をもう一度確認したいと思う。
- 委員長**（宮崎雅薫君）ただいま伺ったところ、各会派及び会派に所属していない議員全員から賛同を得るまでには至っていない。したがって、本案については、提起会派においてそれぞれ各会派及び会派に所属していない議員との調整を進めるとともに、最終本会議前、12月14日の本委員会において、改めて協議、決定することとする。

以上で、日程第2、意見書についてを終了する。

-
- 委員長**（宮崎雅薫君）日程第3、その他を議題とする。

(1) 令和5年度議会費12月補正予算について及び(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。

- 事務局長**（富岡 勝君）3 その他について申し上げます。

まず、(1) 令和5年度議会費12月補正予算についてである。資料の13ページをご参照願う。12月定例会にお願いする議会費補正額は、15万6,000円を減額し、補正後の額を

2億681万4,000円とするものである。今回の補正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた一般職の職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の改定、並びに4月の人事異動に伴う事務局職員の人件費の整理を行うものである。

最後に、(2) その他であるが、事務局からは特になし。以上である。

- 委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 令和5年度議会費12月補正予算について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

令和5年度議会費12月補正予算についてを終了する。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で日程第3、その他を終了する。

- 委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

- 閉会日時 令和5年11月27日（月）午前10時52分（会議時間52分）
-

以上の記録を認める。

令和5年11月27日

委員長 宮 崎 雅 薫